

平成29年度
乙訓圏域障がい者自立支援協議会事業計画（案）

平成29年4月
乙訓圏域障がい者自立支援協議会

実施主体 向日市・長岡京市・大山崎町が共同実施する地域自立支援協議会

目的 障がい福祉サービスの基盤整備と利用に関する総合調整を行う。

事業

- ・障がい者等の生活を支援するための必要な条件整備について広域的な意見調整を行う。
- ・広域的な困難事例について支援策などの協議を行う。
- ・将来的な社会福祉サービスの課題について意見・情報交流を行う。
- ・その他必要な事項を行う。

全体会

34の機関・団体で構成し、年度の事業報告と事業計画、課題の協議を行う。

(福祉サービス事業所、相談支援事業所、医療・教育・雇用・企業関係団体、行政等)

部会等

- ・障がい者等の生活を支援するために必要な条件整備について課題別に意見交換する。
- ・支援策などを協議・実施するため、必要に応じ、委員会・部会及びプロジェクトを設置する。

運営委員会

協議すべき課題の整理と支援策の検討、部会等の準備などについて協議する。

(行政機関と委託相談支援事業所)

備考 乙訓圏域障がい者自立支援協議会は京都府における圏域障害者自立支援協議会を兼ねる。

事務局 乙訓福祉施設事務組合 乙訓圏域障がい者総合相談支援センター内

平成29年度乙訓圏域障がい者自立支援協議会事業計画(案)

1 運営要綱の一部を改正する

別紙新旧対照表のとおり、要綱を改める。

改正の主旨は次のとおり

- (1) 部会等で協議する内容は専門分野に限らず、他の分野に関係することも協議の対象になり得るため、「専門部会等」を「部会等」に改める。
- (2) これまで明確でなかった部会等の位置づけを明確にする。
- (3) 協議会では会計を取り扱わないため、「予算・決算」を削除する。

2 部会等を設置する

委員会及び部会を設置する。

- (1) 「医療的ケア」委員会(「医療的ケア」が必要な人の短期入所や地域生活上の支援の在り方などの協議)
- (2) 地域生活支援部会(緊急時の対応、福祉人材の確保、卒業後の進路先などの協議)
- (3) 相談支援部会(相談支援体制の充実、相談支援専門員のスキル向上などの協議)
- (4) 就労支援部会(障がい者の就労促進のための支援策の協議)

3 プロジェクト等を設置する

- (1) 喀痰吸引等研修プロジェクト(医療的ケアに関する介護職員認定研修の実施)
- (2) 精神障がい者地域生活支援プロジェクト(障がい者の居住支援に関する調査の実施)

4 各種団体・機関の研修会等を支援する

5 ネットワークを構築する

- (1) 協議会のホームページを充実する。
- (2) 情報の相互提供の推進を図る。
- (3) 他のネットワークとの連携を図る。

6 その他目的達成のために必要なことを行う

乙訓圏域障がい者自立支援協議会運営要綱 新旧対照表

現 行	改 正 案
(事業内容) 第2条 協議会は、次に掲げる事業を行う。 ① 福祉、就労、教育・療育、保健・医療など、障がい者等の生活を支援するためには必要な条件整備について、 <u>課題別に設置する専門部会を通じ関係機関・団体・事業者</u> （以下「 <u>関係機関等</u> 」という。）との広域的な意見調整を行う。 ② 各市町又は各相談支援事業者から広域的な調整を求められたサービス利用の困難事例について、 <u>専門部会を通じ支援策などの協議</u> を行う。 ③ 乙訓圏域における将来的な社会福祉サービスの課題について、 <u>関係機関等との意見・情報交流</u> を行う。 ④ その他、他の圏域との交流、各種研修など前条の目的達成に必要な事業を行う。	(事業内容) 第2条 協議会は、次に掲げる事業を行う。 ① 福祉、就労、教育・療育、保健・医療など、障がい者等の生活を支援するためには必要な条件整備についての <u>関係機関・団体・事業者</u> （以下「 <u>関係機関等</u> 」という。）との広域的な意見調整 ② 各市町又は各相談支援事業者から広域的な調整を求められたサービス利用の困難事例についての <u>支援策等の協議</u> ③ 乙訓圏域における将来的な社会福祉サービスの課題についての <u>関係機関等との情報交換</u> ④ その他、他の圏域との交流、各種研修など前条の目的達成に必要な事業
(組織) 第3条 3 協議会に <u>課題別専門部会等</u> を設置し、各委員は <u>関係する課題別専門部会等</u> に参加するものとする。	(組織) 第3条 3 協議会に次に掲げる部会等を設置し、委員は <u>部会等に参加するもの</u> とする。 ① 年度ごとに、 <u>課題を協議する部会</u> ② 年度にかかわらず、 <u>課題を継続的に協議する委員会</u> ③ 具体的事業の実施のための <u>プロジェクト</u> ④ その他、 <u>会長が必要と認めたもの</u> 4 協議会に相談支援専門職員を置き、協議会及び <u>専門部会の円滑な運営と課題の解決</u> を図るため、必要な事務・事業を行うもの

<p>とする。</p> <p>5 协議会に別表2の運営委員会を置き、運営委員は協議会及び<u>専門部会</u>の運営について相談支援専門職員に協力するものとする。</p> <p>6 協議会の運営に関する<u>庶務及び経理</u>については、乙訓福祉施設事務組合事務局長が各規定に基づき管理するものとする。</p>	<p>とする。</p> <p>5 協議会に別表2の運営委員会を置き、運営委員は協議会及び<u>部会等</u>の運営について相談支援専門職員に協力するものとする。</p> <p>6 協議会の運営に関する<u>事項</u>については、乙訓福祉施設事務組合事務局長が各規定に基づき管理するものとする。</p>
<p>(会議)</p> <p>第4条 協議会は、全体会を年1回以上開催し、以下の事項について協議する。</p> <p>① 前回の全体会以降の協議状況等</p> <p>② 今後の協議予定の課題等</p> <p>③ 協議会の運営及び<u>予算・決算</u>、委員の改選等</p> <p>④ その他必要事項</p> <p>2 専門部会は、運営委員会の協議を通じ会長の了解を得て必要な委員の規模と構成で開催し、支援策を協議するものとする。</p> <p>なお、必要な場合は、協議会委員以外の専門家の出席を求め、意見を聞くことができるものとする。</p> <p>3 運営委員会は定例的に開催することとし、協議すべき課題の整理と支援策の検討、<u>専門部会</u>の準備などについて協議するものとする。</p>	<p>(会議)</p> <p>第4条 協議会は、全体会を年1回以上開催し、以下の事項について協議する。</p> <p>① 前回の全体会以降の協議状況</p> <p>② 今後の協議予定の課題</p> <p>③ 協議会の運営、委員の改選</p> <p>④ その他必要事項</p> <p>2 部会等は、運営委員会の協議を通じ会長の了解を得て必要な委員の規模と構成で開催し、支援策を協議するものとする。</p> <p>なお、必要な場合は、協議会委員以外の専門家の出席を求め、意見を聞くことができるものとする。</p> <p>3 運営委員会は定例的に開催することとし、協議すべき課題の整理と支援策の検討、<u>部会等</u>の準備等について協議するものとする。</p>
<p>(その他)</p> <p>第5条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は全体会で確認し別に定める。</p>	<p>(その他)</p> <p>第5条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は全体会で確認し別に定める。</p>

乙訓圏域障がい者自立支援協議会運営要綱（改正後全文）

（目的）

第1条 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく相談支援事業をバックアップし、乙訓地域で生活する障がい者（児）及び難病等患者（以下、「障がい者等」という。）の自立と社会参加を支援するため、障がい福祉サービスの基盤整備と利用に関する総合調整を行う乙訓圏域障がい者自立支援協議会（以下、「協議会」という。）を設置・運営し、もって各市町障害福祉計画の推進を図る。

（事業内容）

第2条 協議会は、次に掲げる事業を行う。

- ① 福祉、就労、教育・療育、保健・医療など、障がい者等の生活を支援するために必要な条件整備についての関係機関・団体・事業者（以下「関係機関等」という。）との広域的な意見調整
- ② 各市町又は各相談支援事業者から広域的な調整を求められたサービス利用の困難事例についての支援策等の協議
- ③ 乙訓圏域における将来的な社会福祉サービスの課題についての関係機関等との情報交換
- ④ その他、他の圏域との交流、各種研修など前条の目的達成に必要な事業

（組織）

第3条 協議会は、別表1に掲げる各関係機関等が推薦する委員をもって構成するなお、任期は1年とし再任は可とする。

- 2 協議会は会長が代表することとし、各市町の障がい福祉担当部長がその職務を行うものとする。なお、任期は1年とし順次交替するものとする。
- 3 協議会に次に掲げる部会等を設置し、委員は部会等に参加するものとする。
 - ① 年度ごとに、課題を協議する部会
 - ② 年度にかかわらず、課題を継続的に協議する委員会
 - ③ 具体的事業の実施のためのプロジェクト
 - ④ その他、会長が必要と認めたもの
- 4 協議会に相談支援専門職員を置き、協議会及び部会等の円滑な運営と課題の解決を図るため、必要な事務・事業を行うものとする。
- 5 協議会に別表2の運営委員会を置き、運営委員は協議会及び部会等の運営について相談支援専門職員に協力するものとする。
- 6 協議会の運営に関する事項については、乙訓福祉施設事務組合事務局長が各規定に基づき管理するものとする。

(会議)

第4条 協議会は、全体会を年1回以上開催し、以下の事項について協議する。

- ① 前回の全体会以降の協議状況等
- ② 今後の協議予定の課題等
- ③ 協議会の運営、委員の改選
- ④ その他必要事項

2 部会等は、運営委員会の協議を通じ会長の了解を得て必要な委員の規模と構成で開催し、支援策を協議するものとする。

なお、必要な場合は、協議会委員以外の専門家の出席を求め、意見を聞くことができるものとする。

3 運営委員会は定例的に開催することとし、協議すべき課題の整理と支援策の検討、部会等の準備等について協議するものとする。

4 各委員は、会議において知り得た情報を他に漏らしてはならないものとする。

(その他)

第5条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は全体会で確認し別に定める。

附則

この要綱は、平成19年5月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成20年4月22日から施行する。

附則

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成24年5月23日から施行する。

附則

この要綱は、平成25年5月27日から施行する。

附則

この要綱は、平成27年5月22日から施行する。

附則

この要綱は、平成28年5月20日から施行する。

附則

この要綱は、平成29年4月26日から施行する。

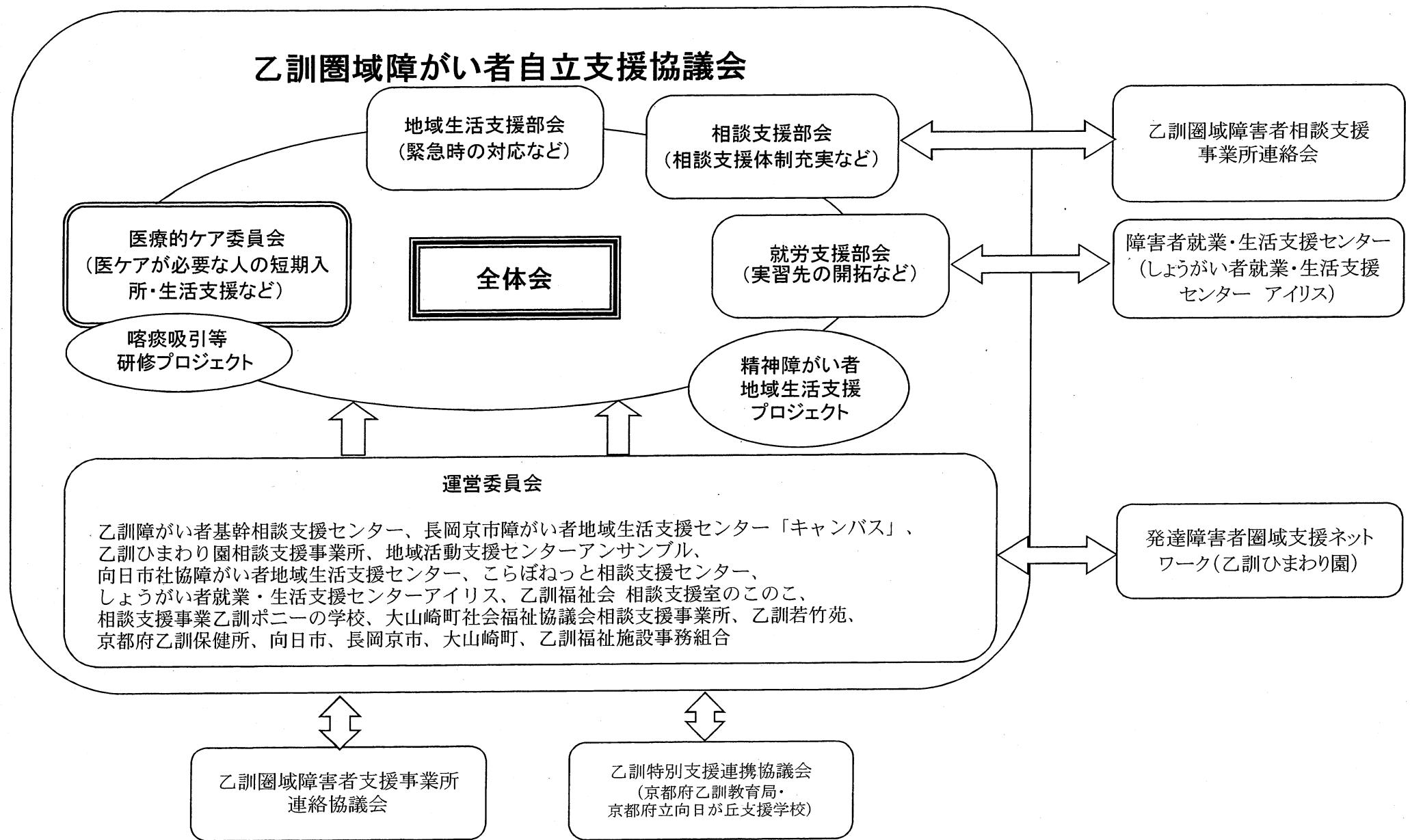
(別表1)

分野	関係機関等
相談支援センター	乙訓障がい者基幹相談支援センター 長岡京市障がい者地域生活支援センター「キャンバス」 乙訓ひまわり園相談支援事業所 地域活動支援センター「アンサンブル」 向日市社協障がい者地域生活支援センター こらぼねっと相談支援センター しうがい者就業・生活支援センター アイリス 乙訓福祉社会・ライフサポート事業所相談支援室「のこのこ」 相談支援事業乙訓ポニーの学校 大山崎町社会福祉協議会相談支援事業所 相談支援事業乙訓若竹苑
障がい福祉サービス事業所関係	乙訓障害者支援事業所連絡協議会 居宅支援事業者（向日市社協ホームヘルプセンター） （長岡京市社協きりしま苑） （大山崎町社協ホームヘルプセンター） 乙訓若竹苑 施設入所支援事業者（晨光苑）
医療関係団体	乙訓医師会 乙訓歯科医師会 濟生会京都府病院福祉相談室 乙訓訪問看護ステーション協議会
教育・雇用・企業関係	京都府立向日が丘支援学校 京都府乙訓教育局（特別支援教育関係） 京都障害者職業相談室 乙訓地域商工会広域連携協議会 乙訓青年会議所
障がい者関係団体	京都府身体障害者団体連合会乙訓地区代表 乙訓やよい会 乙訓の障害者福祉を進める連絡会
行政	京都府乙訓保健所福祉室長 乙訓福祉施設事務組合事務局長 向日市健康福祉部長 長岡京市健康福祉部長 大山崎町健康福祉部長

(別表2)

運営委員会	乙訓障がい者基幹相談支援センター
	長岡京市障がい者地域生活支援センター「キャンバス」
	乙訓ひまわり園相談支援事業所
	地域活動支援センター「アンサンブル」
	向日市社協障がい者地域生活支援センター
	こらばねっと相談支援センター
	しうがい者就業・生活支援センター アイリス
	乙訓福祉会・ライフサポート事業所相談支援室「のこのこ」
	相談支援事業乙訓ボニーの学校
	大山崎町社会福祉協議会相談支援事業所
	相談支援事業乙訓若竹苑
	京都府乙訓保健所福祉室
	向日市障がい者支援課
	長岡京市障がい福祉課
	大山崎町福祉課
	乙訓福祉施設事務組合

平成29年度乙訓圏域障がい者自立支援協議会と他の機関等関係図



平成29年度 乙訓圏域障がい者自立支援協議会 委員

分野・団体	団体・機関名	所属名	役職	委員
相談支援事業所	乙訓福祉施設事務組合	乙訓障がい者基幹相談支援センター	相談員	中坊智子
	(福)長岡京市社会福祉協議会	長岡京市障がい者地域生活支援センター「キャンバス」	事業長	奥田英太郎
	(福)向陵会	乙訓ひまわり園地域連携室	室長	井上大
	(財)長岡記念財団	相談支援事業所・地域活動支援センター「アンサンブル」	所長	石田早苗
	(福)向日市社会福祉協議会	障がい者地域生活支援センター	主任	吉川昭子
	NPO法人こらぼねっと京都	こらぼねっと京都自立支援センター	所長	伊藤美恵
	(財)長岡記念財団	しあわせ就業・生活支援センター アイリス	主任就業支援員	千丸智代
	(福)乙訓福祉会	相談支援室のこのこ	室長	畠秀和
	乙訓福祉施設事務組合	乙訓ボニーの学校	施設長補佐	小松悦子
	(福)大山崎町社会福祉協議会	総務・地域福祉係	ソーシャルワーカー	上田祥子
	乙訓福祉施設事務組合	乙訓若竹苑		未定
障がい福祉サービス事業所関係	乙訓障害者支援事業所連絡協議会	(福)乙訓福祉会		三宅州人
	居宅支援事業者	(福)向日市社会福祉協議会	向日市社協ホームヘルプセンター	未定
		(福)長岡京市社会福祉協議会	ホームヘルプ事業	中原明子
		(福)大山崎町社会福祉協議会		塚本浩司
	公設支援事業者	乙訓福祉施設事務組合	乙訓若竹苑	施設長
医療関係団体	施設入所支援事業者	(福)乙の国福祉会	障害者支援施設晨光苑	施設長
	(社)乙訓医師会		梅垣剛	
	京都府乙訓歯科医師会		加藤博文	
	(福)恩賜財団済生会京都府病院	福祉相談室	安藤純夫	
	乙訓訪問看護ステーション連絡会	(福)向陵会	福祉相談室長	
	京都府立向日が丘支援学校		南本宜子	
教育・雇用・企業		京都府乙訓教育局	訪問看護ステーションきりしま	管理者
		京都七条公共職業安定所		谷川智子
		乙訓地域商工会広域連携協議会		平岡克也
		(社)乙訓青年会議所		高井秀揮
		(社)乙訓青年会議所		笹村一弘
		京都府立向日が丘支援学校		長岡京市商工会事務局長
障がい者関係団体	当事者団体	京都府身体障害者団体連合会乙訓ブロック	乙訓地域商工会広域連携協議会事務局	篠永卓士
		(社)京家連 乙訓やよい会		近藤宏和
		乙訓の障害者福祉を進める連絡会		疋田泰種
行政		京都府山城広域振興局健康福祉部乙訓保健所	長岡京市身体障がい者団体連合会	副会長
		乙訓福祉施設事務組合		山田猛
		向日市		会長
		長岡京市		松島朱美
		大山崎町		河合祥子
		京都府山城広域振興局健康福祉部乙訓保健所	福祉室	山本明
運営委員	相談支援事業所	乙訓福祉施設事務組合	乙訓障がい者基幹相談支援センター	相談員
		(福)長岡京市社会福祉協議会	長岡京市障がい者地域生活支援センター「キャンバス」	事業長
		(福)向陵会	乙訓ひまわり園地域連携室	室長
		(財)長岡記念財団	地域活動支援センター「アンサンブル」	所長
		(福)向日市社会福祉協議会	向日市社協障がい者地域生活支援センター	センター長
		NPO法人こらぼねっと京都	こらぼねっと京都自立支援センター	所長
		(財)長岡記念財団	しあわせ就業・生活支援センター アイリス	主任就業支援員
		(福)乙訓福祉会	相談支援室のこのこ	室長
		乙訓福祉施設事務組合	乙訓ボニーの学校	主任
		(福)大山崎町社会福祉協議会	総務・地域福祉係	ソーシャルワーカー
		乙訓福祉施設事務組合	乙訓若竹苑	係長
	行政	京都府山城広域振興局健康福祉部乙訓保健所	福祉室	織田真美
		京都府山城広域振興局健康福祉部乙訓保健所	副室長	山本明
		乙訓福祉施設事務組合	乙訓若竹苑	原田寿樹
		向日市	事務長	中島知子
		長岡京市	係長	岩谷誠司
		大山崎町	健康福祉部障がい者支援課	山田一歩
		京都府山城広域振興局健康福祉部	健康福祉部障がい福祉課	吉田知英
		京都府山城広域振興局健康福祉部	健康福祉部福祉課	社会福祉係リーダー